

大倉山論集

第六十二輯

特 集 教育を多角的に考える

- 特集にあたって……………公益財団法人大倉精神文化研究所…………… 1
- 手習師匠による往来物の執筆について
— 生麦村関口東園著『孝行萌草』の校正 —…………… 石山秀和…………… 3
- 昭和初期の保育の実際に関する一考察
— 大倉邦彦の教育理念と特別活動的視点 —… 大岡紀理子・大岡ヨト…………… 19
- 放送90年 教育番組の不易と流行…………… 宇治橋祐之…………… 53
- 大倉邦彦と富士見幼稚園二〇年のあゆみ
— 戦前・戦中の私立幼稚園の資料から —…………… 林 宏美…………… 77

論 説

- 大名榊原家文庫本『出雲国風土記』と榊原忠次…………… 高橋 周…………… 107
- 維新政府の嵯峨実愛…………… 刑部芳則…………… 131
- 江戸前期のある旗本の財政状況についての考察
— 幕府高家吉良義央の場合 —…………… 小林輝久彦…………… 163

覚 書

- 語りの中の木戸孝允…………… 堀口 修…………… 205
- 大正十三年（一九二四）のタゴール来日について
— 第二十九回研究所資料展の報告を兼ねて —…………… 小田真裕…………… 215

資料紹介

- 栄力丸漂流記『東西異聞 天』複写版の翻刻（部分）と解題… 茂住實男…………… 227
- 図書館貴重コレクション「北島亘寄贈書」
— ユニテリアン研究・ロータリークラブ研究のために —
…………… 小田真裕…………… 304(23)

受贈図書一覧…………… 315(12)

所 報…………… 326(1)

大倉山論集

第六十二輯

公益財団法人 大倉精神文化研究所

江戸前期のある旗本の財政状況についての考察

―幕府高家吉良義央の場合―

小林 輝久彦

目次

はじめに

キーワード

一 「閏十一月二十一日付千坂兵部・本庄出羽書状」の

翻刻文及び全文訳とその内容の解説

伊佐早謙 編年文書 上杉家記 上杉綱憲 畠山義里
生善院 京都上使 旗本家の家政改革

二 「六月二十日付須田右近書状」他二通の全文訳とそ

の内容の解説

三 吉良家財政窮迫の原因

四 その後の吉良家の財政状況

おわりに

はじめに

江戸時代における旗本は、新見吉治氏の説くように、食禄の外に収入の道はなく、全くの消費者であった。その一方で、武士の職分である軍役を果たすために、旗本は、所定の家中人数を抱えなければならない。さらに泰平の時代が続くことで、生活は奢侈となり、その経費が嵩み、早くから借金生活を強いられることとなった。^{〔1〕}新見氏は、さらに大名の陪臣で五百石取りの武士である小岸氏でさえ、江戸初期の延宝年間（一六七三～八一）には、三百兩の借金を抱えていたことを指摘し、その原因を米価の乱高下と、土風が遊惰に傾くことによる冗費の増大に求めている。^{〔2〕}

本稿で紹介する史料は、同じ延宝年間に幕府高家の役職にあった、吉良義央の家の財政の窮迫した状況を示すものである。当該史料は、米沢藩上杉家記録編纂所総裁であった伊佐早謙氏（一八五八～一九三〇）が米沢藩・上杉家に関わる古文書・古記録を年代順に写し、編纂した、「編年文書」^{〔3〕}に収録されている。^{〔4〕}原本の一部は、米沢市上杉博物館蔵の「上杉文書」にあるが、現在では散逸してしまった原本も多いとされる。当該史料の原本も確認されていない。伊佐早氏はこの他にも「上杉家記」^{〔5〕}を編纂しているが、こちらは歴代当主ごとの事績を、専ら古文書・古記録を中心にして年代順に綱文を立てて記すもので、当該史料は、こちらにも収録されている。吉良義央は、上杉氏の外戚であった関係で、吉良家関係の古文書も含まれているというわけである。

当該史料は全四通で、後掲のとおり延宝五年（一六七七）に比定される「閏十一月二十一日付千坂兵部・本庄羽書状」と、天和元年（一六八二）に比定される「六月二十日付須田右近書状」他二通の書状から成るが、既にその内容の一部は、先学により引用・言及されているものである。すなわち、前者は、榎本宗次氏『物語藩史 第一巻』^{〔7〕}において、後者は横山昭男氏『藩制成立史の総合研究 米沢藩』^{〔8〕}『山形県史 第二巻』^{〔9〕}、渡部恵吉氏『米沢市史 近世編1』^{〔10〕}、

角屋由美子氏『特別展 忠臣蔵の真実―赤穂事件と米沢―』図録^①において、そして両方の史料が鎌田永吉氏により、先述の『藩制成立史の総合研究 米沢藩^②』において、それぞれ紹介・言及されている。取り分け『特別展 忠臣蔵の真実―赤穂事件と米沢―』では、「六月二十日付須田右近書状」他二通の原文翻刻が掲載されており、その内容を知るのに有益なものである。しかし「閏十一月二十一日付千坂兵部・本庄出羽書状」の原文翻刻は、現在でもされておらず、またこれらの書状の内容を研究した専論もない。

そして榎本氏、横山氏及び渡部氏のいずれも、吉良家の財政逼迫の原因を義央の奢侈な生活に求めているものの、これらの書状からそのことが直截に窺えるわけではない。結論を先取りして言う、本稿が初めて紹介する「閏十一月二十一日付千坂兵部・本庄出羽書状」の中に、将に、吉良家の財政逼迫の原因と考えられることが記されているのである。

本稿では、「閏十一月二十一日付千坂兵部・本庄出羽書状」の翻刻を掲出して、研究の場に供するとともに、吉良家財政窮迫の原因をできるだけ解明し、かつその後財政状況はどうなったのか、を考察することを目的とする。

一 「閏十一月二十一日付千坂兵部・本庄出羽書状」の翻刻文及び全訳文とその内容の解説

まず、「閏十一月二十一日付千坂兵部・本庄出羽書状」^③の翻刻を次に掲げる。底本は「編年文書」とし、対校本に「上杉家記」を使用した。

【史料1】

一筆申入候、一昨十九日杉本忠通被参、兵部二逢致物語候儀有之と以大平被申候付、罷出面談候所、忠通被申候ハ、川口御番衆之内高木甚左衛門殿と申人ハ、吉良上野介殿御親類候、右甚左衛門殿忠通二用有之間、参候様

二と被申越候付甚左衛門殿江参候へハ、甚左衛門殿才覚ニハ此頃上野介殿被参物かたりニハ、去年迄ハ從彈正殿合力有之ニ付、とやかくと暮シ候、今年よりハ合力無之筈ニ付、内々ひと手つまり禿候と被申候、承驚人候へ共、自分可致合力様も無之候、然とも致了簡候ハ、上野介殿事雅楽頭殿別而御懇候間、内々をハ随分弥費無之様ニ、甚左衛門殿向後取斗可申候、壹年ニ二度ほと宛、京都へ上野殿為上使被登候儀、何とそ以御計御免被成候様ニ雅楽頭殿へ申而見可申候、乍去彈正殿御事不通御事候へハ、上野介殿禿被申候てハ御外聞もいかがニ候、其上雅楽殿へ不申以前家来衆へ為知も有之ハ、又内々にて了簡も可有物をと、彈正殿家老衆被存儀も可有之候へハ、家老衆ニ存之衆有之ハ、直談ニ而申度候得とも、存之衆無之候、然者忠通儀御心安彈正殿江出入被申候へハ、定而家老衆可被存候間、此段家老衆へ致物語くれ候へ、畠山下総殿知人ニハ無之候へとも、是へハ参候而可致直談と被申候付、今日参候とて、右之通ノ才覚忠通被申候、是迄ハ忠通才覚、扨兵部挨拶ニハ、御物かたりノ趣委細承「候如仰去年迄從彈正方上野介殿へ被致合力」〔「内は「上杉家記」になし」候、此子細并彈正不自由之段、委細御物語可申候間、御緬道ニ候共、御聞被下候へとて申様ハ、先年上野介殿町方買掛六千両有之ひしと御禿之由、松平主殿頭殿へ御申候由、就其主殿頭殿板倉内膳様へ被仰候へハ、喜平次殿御合力被成ニ而可有之と、御あいさつ之由にて、其節竹俣勘解由へ被仰聞候、勿論喜平次不如意之儀ニ候へハ、多分之金子ハ引替可仕様無之、在所年寄共と遂相談、「何ぞ道具成とも代かへ可申などと遂相談」〔「内は「上杉家記」になし」候由、然其道具払候而も、多分ノ金子ニも不成故、於上方致借金差越候筈ニ候所ニ、一度ニハ御請取不被成、千両宛年々六年ニ可有御請取ニ付取集、壹年二千両宛去年迄六千両差越被見申候、保科肥後守殿御申候ニも、多分之金子御合力ノ上ハ、重而無心御申之儀ハ御無用と被仰候由承及候、扨又御存之通打つ、き物入之儀とも有之、其上祝言之心懸ニ而、中屋敷ニ莫太之作事被致候、買人へ年中之買掛七月と暮二季ニ為払申候、去、年迄ハとやかく二季ノ

買掛払之所、去年ヨリ手つまり、七月迄ノ買か、リヲ暮ニ払、暮ノ払当年払參候、然者当暮ノ払方七千両余有之候へとも、可払金子無之ニ付、在所へ先達而遂相談候へ共、在所とても無之金子故、漸取集貳三千両爲登候、今年なとハ一入過分ノ遣方、か様にてハ続へき様無之とて、以之外私方へ腹立申越候、然上ハ在所ニも無之金子ニ候へハ、被仰聞候趣遂相談候而も、了簡ハ無之筈候、買人ハ売候物ノ代を取、妻子養育仕事ニ候へハ、様々訴訟申候申所断ニハ候へ共、無之金子ニ候へハ、可払様無之間差置候、余ノ儀ニ候ハ、自然了簡思案も可有之候へとも、無之金子可取出分別無御座候、甚左衛門殿下総守ニ被仰聞候而も、彈正内々不如意之段存被罷有候、此方へ被參被申聞候而も、無之金子ニ候へハ取出可申了簡無之段、下総守へも申候而可有之候、扱彈正内々何とも心安有之候ハ、被仰聞候迄も無之上野介かたへ合力不被致候てハ不叶儀、其段ハ存罷有候へとも、右之仕合候間、不及是非儀とあいさつ致候、乍此上出羽・与左衛門・源五左衛門へも御申聞可被成とて、三人を呼出し忠通ノ物語兵部挨拶之通被承候、三人とも二兵部あいさつノ通忠通へ申候、忠通委細被承届、扱甚左衛門殿へハ何と返答可致と被申候ニ付、我々申様ニハ、何とぞ了簡思案ニ及候儀ニ於有之ハ、御あいさつも可申候得共、右御物かたり申通、無之金子可出様無御座候へハ、右御物語申候通御了簡候而、何分ニも甚左衛門殿へ「被仰通可被下候、委細御物かたり申候も甚左衛門殿へ」「内は「上杉家記」になし」之御返答ニハ無之候、御心安ゆへ、御自分へハ致御物語と忠通へ申候、聞届被帰候、以後生善院様江忠通才覚我々挨拶申上候、無之金子ヲ可出様なく候へハ、有牀之致挨拶候と被成御意候、甚左衛門殿下総守様へ被申候時、御挨拶ノためニ候得ハ、忠通才覚、拙者共あいさつ、御内々御手つまりノ段、下総守様へ申上度と申候へハ、尤候間早々致伺可申上と 生善院様御意ニ付、同日晩方下総様江兵部致伺公、忠通才覚我々挨拶御内所御不如意之段、下総守様へ具ニ申上罷帰候、此末如何ニ可罷成候哉、為御心得申事候、右之儀忠通可被申とハ不存、差か、り右之通ノあいさつ致候、上野介殿ハ

此儀何とも不被仰聞候と、忠通誓文二而被申候へとも、段々下つくり有之儀かと致推量候、偽力実力、当暮来暮迄ノ儀と、甚左衛門殿被申候と、忠通被致才覚候へ共、其段とかくノあいさつ不申候、幸帰飛脚有之付申進候、恐々謹言

千坂兵部

閏十一月廿一日

高房花押

本庄出羽

政長花押

中条越前殿

安田兵庫殿

まず、この書状の年代比定であるが、「在所へ先達而遂相談候」と記されていることから、この書状は江戸藩邸から国元米沢に出したもの、と推定される。そして差出人本庄出羽政長に着目すると、以下のことが判明する。政長は、延宝五年九月二十六日に「番転トシテ上着」とある。番転とは江戸屋敷の勤務であるから、この後に江戸屋敷に詰めたことになる。⁽¹⁴⁾翌六年（一六七八）三月九日に、政長の交替要員として、長尾権四郎景光が江戸に登った。⁽¹⁵⁾しかし政長は、綱憲の婚礼の準備のため、引き続き江戸に在留し、儀式が終了した八月十九日に暇を貰い、米沢に戻っている。⁽¹⁶⁾つまりこの書状は延宝五年九月二十六日から同六年八月十九日までの間に出了たことになる。そして日付が「閏十一月廿一日」とあるから、この書状は延宝五年に出されたことになる。ところが延宝五年に「閏十一月」はない。但し同年に「閏十二月」はある。先述の「上杉家記」で伊佐早氏は、この書状を閏十二月のものとして綱文を立ててい

る。同じ書状を転写するのに、二度も日付を誤記するとは考えにくい。原本でも閏十一月の表記がされていたものと見て取れる。ここでも「閏十一月廿一日」は、「閏十二月廿一日」の誤記と考え、書状の年代を延宝五年に比定したい。当該書状は、非常に長文である上に、一部に文意が通じないところもあるが、全文を訳すると以下になるう。なお、敬語表現は省略してある。

十九日に（御城坊主の）杉本忠通が、（御留守居役の）大平宗次を通じて千坂高房に話をしたいとの申入れをしたので、高房が面談した。忠通の話では、川口御番役の高木甚左衛門正則は、吉良義央の親戚に当たるが、先日義央が正則のところに来て言うには、去年までは上杉家からの財政援助があったので、何とか家計がやりくりできたが、今年からは援助が無くなったので、何とも金銭の融通がつかなくなり、破産してしまうとの話で、正則も非常に驚いた。正則も、援助こそできないが、よくよく思慮してみるに、義央は（大老の）酒井忠清と懇意であるから、今よりも出費を削減するためには、一年に二度も京都への御使を命じられることのないように、忠清に申入れしてみようとのことであった。しかしながら、上杉綱憲にとつて義央は実父であるのだから、この問題から遁れることはできないし、義央が破産したら、綱憲の外聞も立たない。そこで、忠清に申入れる前に、上杉家の家臣に対して内々にこのことを示せば、上杉家にはまた別の思案もあるかもしれない。しかし正則は上杉家家臣に知人がいないので、直談判もできない。忠通は上杉家に心安く出入りしている者であるから、忠通から家老衆に申入れをもらうこととした。正則の側としては、知人ではないけれども、上杉氏の親戚である畠山義里²¹の許へ行き、直談判をすることとしたので、本日は、忠通の機転で高房に申入れたものである。

これに対して高房は、「なるほど去年までは上杉家から義央に対して援助していたが」、「内は「上杉家記」に

なし)その経緯及び現在の上杉家の財政の窮状を、詳しく申し上げたいと前置きした上で、以下のように返答した。

先年(寛文十一年頃)に義央は、町方の買掛金が累計で六千両となり、全く資産が消失する有り様となつて、その窮状を(島原藩主)松平主殿助忠房に申入れた。忠房は、(老中の)板倉内膳正重矩にこのことを伝え、重矩から綱憲(当時は喜平次)方の(江戸家老)竹俣勘解由義秀へ、資金援助するように取り成しがあつた。上杉家も台所事情が逼迫している状態であり、国元へも相談して、「先祖伝来の道具を売り払い金銭に替えようかとも相談したが、」(「内は「上杉家記」になし)道具を売り払つてもたいした金額にもならないので、結局のところ、大坂の商人からの借入金で凌ぐこととした。しかし一度に六千両の融資はしてもらえず、一年に千両ずつ借入れをして、去年まで六年間にわたつて借入をして、援助してきた。この時、(上杉家の縁者である)保科肥後守正之⁽²⁵⁾から、このような大金を援助してもらつた以上、重ねての無心はしないように、義央にも申入れたと聞いている。そうしてまた承知のとおり連年の出費と、綱憲の婚儀のため、(延宝三年には)麻布中屋敷の造営に莫大に出費をしている。商人への買掛金の決済は、七月と十二月の年二回の決済としていところ、一昨年までは何とかやりくりしてきたが、去年からは手詰まりとなり、七月の決済を十二月に、十二月の決済を翌年七月に払うこととなり、昨年末の買掛金残高は七千両余りとなつた。しかし支払う金銭がないので、国元へも催促したが、国元にも金銭がなく、ようやくかき集めて二、三千両を江戸に運ばせた。今年などはさらに過分な出費をしていて、これではとてもやっていけない、腹だたしいものだ⁽²⁶⁾と国元よりも言つてきている。このように国元にも金銭がない有り様なので、そのような相談をされても、よい思案も思い浮かばない。商人は売買をしてその代金を徴収することで妻子を養っているのだから、いろいろ嘆願をするのは道理ではあるけれども、金銭がないので支払いようがなく、そのままにしてある。他のことであれば、おのずと対策や思案も浮かぶかもしれないが、もとより金銭がないのだから、それを引き出す思案もない。正則が義里に申

入れても、内密ながら、上杉家の家計が困難なことは義里もご存知のことだから、忠通が上杉家へ申入れても、金銭がないのだから引き出しようがないと義里へも説明する。そもそも綱憲にとつて、義央は最も親しい間柄であるのだから、相談されるまでもなく、義央を援助しなくてはならないことはよく分かっているのだが、このようななりゆきであるから、あれこれ言っても仕方のないことだと返答した。

その上で、(侍頭の) 本庄出羽政長²⁷、(御城役の) 樋口与左衛門兼忠及び(御留守居役の) 大平源五左衛門宗次にも、このことを言つて聞かせるべきだと思ひ、三人を呼び出し、忠通の申し出の内容と高房の回答について説明したところ、三人とも高房の回答に同意した。そこで忠通は、詳しく事情は承ったが正則にはどのように回答しようか、との質問であつたので、我等は、何か対策か思案があれば別だが、今まで言つて聞かせたように、金銭がないので援助の出しようもないということであるしてほしい、「そのように正則に返事をしてもらいたい。上杉家の内情を忠通に詳しく説明したのは、「(「内は「上杉家記」になし) 正則への返事ということではなく、忠通が上杉家出入りの御城坊主として心安くしている間柄であるからだ、と言ひ聞かせて歸した。

そのうち(綱憲の養母) 生善院の意向で、高房はその日の晩に義里の許へ伺つた。そこで忠通の申入れと高房等の回答をした。上杉家の家計の困窮していることなども併せて詳しく話をして歸宅した。この後はどのようなものだろうかと、心の準備のために言っておくことである。忠通がこのような申入れをしてくるとは思ひもよらなかったもので、とり急ぎこのような回答をし、忠通も決してこのことは義央には伝えることはないと言紙まで書いたが、この後、いろいろと水面下での処理もあらうかと、推し量っている。嘘か誠か、当年末または来年末までのことと、正則が言っていたと忠通が機転を利かせて話していたが、そのことについて、返事はしなかった。飛脚便があるのを幸いとして言つて連絡する。

以上が訳文である。「上杉家記」で、伊佐早氏は、「閏十二月十九日吉良義央貧乏ヲ憂ヒ金ヲ我ニ請求セントシ杉本忠通（御城坊主）ヲシテ其私ヲ以千坂高房ニ議ラシム高房之ヲ拒絶シ之ヲ中条知資安田清元等ニ米沢ニ報ス」との綱文を立てて、【史料Ⅰ】の書状の内容を簡潔にまとめている。⁽²⁹⁾ 本稿の目的である、吉良家財政窮迫の原因の解明と、その後財政状況についての考察は、後段の第三章及び第四章に譲ることとして、ここでは以下の事項に注目しておきたい。

まず、寛文十一年（一六七一）と延宝五年の二度にわたる吉良家の家計の逼迫につき、いずれも義央は、上杉家に直接交渉を持ちかけることはせずに、母方の縁者を通じて上杉家に働きかけているということである。このうち、忠房、重矩及び正則のいずれもが、義央と同じ三河国出身の三河譜代の家筋の者であった。当時の大名・旗本の、血族的・地縁的位置に基づく、緊密な通交関係が窺えよう。次に正則が上杉家との直接の交流関係がなかったため、ルートとして、上杉家「出入」の御城坊主を仲介者としてしていることである。「御用頼」の御城坊主については、大嶋陽一氏の優れた研究があるが、大嶋氏の研究では、御城坊主の果たした機能のうちに、大名同士の交際の場合へ御城坊主が取持ちとして出席する事例を挙げ、検討している。しかし、旗本の借金との交渉というような、家政の内情にまで立ち入ったことに関与した事例については触れられていない。この点、非常に興味深い事例といえよう。さらに生善院が上杉家江戸家老の回答ぶりにつき、畠山義里にも報告させていることも注目される。生善院は、上杉家先主綱勝の実母であり、当主綱憲の養母でもある女性で、綱憲の幼少期にはその後見人の立場に立っていた。⁽³¹⁾ 彼女は、その後引き続き続いた、吉良家の家計への援助の要否判断にも、深く関与していくことになる。

さて、千坂高房から金銭の援助を断られた義央が、その後買掛金をどう処理したのか、この書状だけでは分からない。「延宝六年七月後ノ御日帳」⁽³²⁾は、延宝七年（一六七九）春に、畠山義里の仲介で、上杉家から吉良家に、三百両

の援助をすることとなっていたと記す。しかしその前年の延宝六年（一六七八）十一月十六日に、義央の妻三姫が男子を出産したため物入りとなり、急きよ三百両の援助の時期を繰り上げて、十九日に五十両を、二十四日に百両を、十二月二十日に百五十両を援助したとする。そのみならず、十二月九日には、上杉家の御米蔵屋敷から米九十俵を贈り、同月二十八日には、なお年末の買掛金の支払いができないので、さらに百両を贈っていることが記されている。これらは当座を凌ぐために、買掛金の一部を返済し、残余はそのまま滞納していたものと思われる。その結果が次の【史料2】に記される、町方の呉服商の行動に繋がっていくのだろう。

二 「六月二十日付須田右近書状」他二通の全文訳とその内容の解説

先述のとおり、「六月二十日付須田右近書状」他二通は、既に『特別展 忠臣蔵の真実―赤穂事件と米沢―』において全文翻刻されているので、ここでは掲出を省略し、以下、「六月二十日付須田右近書状」他二通を、それぞれ【史料2】、【史料3】及び【史料4】とし、その全文の訳を掲げる。なお、敬語表現は省略してある。

【史料2】

別書をもって申入れる。六月十四日の晩に、畠山下総守義里が巡見という名目で、上杉邸を訪れ、須田右近義明が呼び出されて話があった。その話の内容は、吉良義央の家計は、前々から逼迫しており、苦しんでいたところ、呉服所の伊兵衛という者が、江戸町奉行所へ書付を指し出した。当月の当番は甲斐庄飛驒守正親³⁴であり、その書付を見て確かめた。伊兵衛も問屋前から借金をしている状態なので、義央から五百両の買掛金を支払ってもらいたいの考えは尤もなことではある。しかし義央の一門衆へ、まずあらましを申し出ないことには決着の付かないことがらであり、

その上で奉行所へ申立てしろと諭した上で、正親はその書付を返却したということだ。伊兵衛は庄屋から外出を禁止されているので、甥の庄右衛門とかいう者を毎日義央の許に送り、詰番をして催促をしている。来月一日には再び奉行所へ訴え出るということだ。以上が義里の話であった。このことについて、義里も十四日に義央の屋敷に相談に行ったが、金銭のことなので、どうしようもなくて、その場へ家老の斉藤善左衛門忠親と永松九郎兵衛政盛も呼んで、いろいろ意見を交わしたが、ご公儀に対しても、このような事情で家計が困窮しているとは申し開きもないことであり、また先代の家綱公と当代とでは御詮議も異なり、仔細のことでも御耳に入るので、義央のためにもよくないことである。義央には一門衆は居るけれども、綱憲でなくては相談できる相手もない状態である。そうはいっても以前より上杉家も金銭が無いことは家老衆も言い切っていることでもあるから、金銭の調達はできないかもしれないが、先ず綱憲へ相談するべきだとのことを、義里が義央に言ってやったということを話された。

義里がまた義央に対して言うには、この前もこのような金銭の無心の使者を務めた手前、重ねての使者を務めることはできないが、困ったことではあるので、このような話があるとして、生善院の許へ行き、このいきさつを話し、次いで義明にも伝えるということにする。これに対し義央は、度々上杉家に金銭の無心をして、つい最近もさがみ屋又兵衛が何かと申立てをして御苦労をかけている。この上は、自分のさしさわりとなろうとも、綱憲へは無心の申入れをしない、と言った。義里の考えでは、そうは言っても、それで物事がうまく運ぶわけではないので、生善院の許へ自分が行き、いきさつを話してみる。家老の斉藤と永松は今晚にでも義明の許へ行き、話をするのがよろしいだろう、と相談して帰ってきたということである。

義里が言うには、晚になれば吉良家の家老衆が義明の許に相談にやってくるはずだが、その時はどのように回答するのかと問いただされたので、義明としては、差し当たっての回答はできかねると言った。以前から言っているよう

に、上杉家の買掛金の金額は、昨年も今年も莫大なものとなっており、手を付けかねている状態である。このことを朝に夕に難儀に思っているところであり、買掛金の支払い期限である盆前の時期なので、毎日町人が二、三人ずつ買掛金の取り立ての相談にやってくる。このようなことさえ始末できない有り様である。この上は義央の身上のさしきわりになろうとも、自分一人の思案ではどうしようもないことだ。たとえ上杉家の蔵屋敷に金銭があったとしても、六百両ばかりの金を自分の考え一つで差し出すことなどは出来ない相談だ。取り分け当分の間、家臣へ支給すべき扶持米も渡せない状態になっており、上杉家もそのうち吉良家同様に家計が破綻してしまうであろう。今晚吉良家の家老衆がやって来ても、これ以上のことはお話できないありさまだ。そうはいっても、義央の家計の困窮により、世間の体裁が悪くなるようなできごとが起こるだろうということは、念のため、生善院の耳にも入れ、米沢へも連絡するつもりだ。斉藤・永松からも米沢へ連絡するようにしてもらいたい、と義明から義里へ言っておいた。

このように回答したところ、義里も尤もなことだと思ふと言ひ、このことは直接白金邸の生善院へも行つて話をするとして、歸つた。

十四日の暮に斉藤・永松が義明の小屋に来て言つて聞かせたことは、義里が話していたとおりのことであつた。また書付（書状末尾の買掛金の明細書）を一通持つてきたが、これは今日義里に披露したもので、義明にも見せるために持参したもので、その写しを送る。このうち伊兵衛とは、先達て公儀へ出頭した者で、この伊兵衛のやり方を見て、自分も奉行所へ書付を出すという者が四人居て、それを聞いてみれば、又兵衛、庄兵衛、市兵衛、そして清之助の四人で、この四人も伊兵衛同様に買掛金を清算してもらいたいということだ。

「斉藤・永松が言うには、今日義里がやって来て、全ての事を相談し、生善院の耳にも入れたので、我々二人も今晚義明の許へ行き、話すようにとの義里の意向なので、やって来たといい、義明の回答としては、義里にした回答と

少しも変わらないものを述べた。」(「内は「上杉家記」になし)

この書付のうち、伊兵衛は、既に奉行所へ書付を出したそうなので、対処のしようもない。残りの四人も揃って奉行所へ出頭するものと思われるが、思い量れぬことである。米沢に買掛金を持つ者は、二千両、三千両では済まないものなのに、この者達はどのようにしたいのだろうか。かろうじて五十両、七十両の買掛金の内、僅かに二十両、三十両ばかりを支払って当座を凌ぎ、おのおの金策に従い、買掛金を繰り延べようとしても、そうはいかないであろう。まるで物語のようで、疑問に思うと聞いている。何とも合点がいかないことがらである。第一義里へも生善院へもこの書付を出し、私へも差し出して綱憲の意向を諮ろうというが、詳しく調べることも行き詰まり、困ってしまったから言い出したことなのだから、何とも考えのめぐらせようもない。

翌十五日に白金邸の生善院の許へ行ったところ、昨日義里が来てした話を一通り聞かされたけれども、生善院でもどうしようもないので、義明が聞いたとおりのことは、米沢へ伝えるようにとの意向であった。

十七日に義明が義里の許へ出向いて、次のようなことで同意を得た。先日は、義央の買掛金滞納のことにつき、白金邸へ足を運んで、生善院の耳に入れたことは、昨日生善院からも聞いた。義央の買掛金滞納のことは、義央の身上のさしさわりにもなるうことであるから、私一人で伝えることばかりでは心許ないことである。第一金銭がないありさまでは、米沢へ連絡することもできない。生善院の耳に入れた上で、米沢へも連絡すべきである。重ねて斉藤・永松からも、米沢へ伝えるように言い、その承諾を得た。

斉藤・永松からおのおのへ、義央の家計が破綻しそうなことを、書状をもって連絡した。

義央の買掛金のことは、上杉家も同様で、方法がないと言い切っている。そのように心得られたい。

義央の徳屋共へ金銭を遣わすということになれば、上杉家の買掛金の処理ができなくなる。いずれにしても、綱憲

に言うことが適切であると思う。綱憲の様子も、困り苦しんでいるように見えた。

あらゆることはさて置いて、このことに専念し、氣力を尽しており、どうしてよいか迷っている。このことを推察された。

上杉家には、御払臘(38)の金銭があることも誰が言ったのだろうか、よく知っているようである。近頃米船(39)が到着したことも知っていると云っていた。米沢の金山が見付かったことも、そのうち吉良家の耳に入るかもしれない。(40)このようないことがあったので、今度の呉服所の買掛金のことも持ちだしたのではないかと、これは自分の邪推であるが、いずれにしても相談すべきと思う。

(書状末尾の買掛金の明細書は訳文省略)

まず【史料2】の年代比定であるが、文中に「私承候通ハ米沢へも申越候様ニと 御意ニ候」とあることから、この書状も、江戸藩邸から国元米沢に出したもの、と推定される。そして差出人の須田右近義明は、延宝九年（一六八一）三月十五日に奉行職を拝命している。奉行職とは、米沢藩の藩政の最高権力者であり、責任者であるとされる。奉行が江戸家老である場合は、別に書を米沢に送り、新奉行の誕生を侍頭に伝達することとなっており、義明の場合もその手続きを踏んでいるから、江戸で奉行職に就任したことは確かである。そして国元米沢の名宛人千坂兵部高房・安田兵庫通広及び長尾権四郎景光のうち、千坂兵部高房に着目すると以下のことが判明する。高房はそれまで江戸家老であったのが、延宝九年四月二日に、累年の江戸勤務の休息として、綱憲の帰国に際し、供奉が命じられている。そして義明には、高房に代わり来春まで江戸元老を勤めるように命じられ、高房は綱憲に従い、五月四日に江戸を出立、十二日に米沢に到着している。つまりこの書状の年代の上限は、延宝九年五月十二日以降となる。そして、

義明が再度高房と交替して、米沢に戻ったのは、天和二年（一六八二）二月二十三日であった。⁽⁴³⁾これがこの書状の年代の下限となる。書状の日付は「六月二十日」であるから、この書状は、天和元年に出されたことになる。⁽⁴⁴⁾さらに付言すれば、書状の中に「其許之金山出候事も追付入御耳ニ可申候、」と米沢にて金山が発見されたことを記している。別の史料によると、天和元年に米沢赤湯沼尻北に銀山が発見されたが、三年と続かず廢坑になったと記されている。⁽⁴⁵⁾金山は「かなやま」と読めば、鉾山を指すと考えられるので、銀山でもよいことになる。このことも、この年代比定を補強するものとなる。

【史料3】は吉良家家老斎藤忠親及び永松政盛から、【史料4】は畠山義里から、【史料2】文書に附属してそれぞれ米沢の千坂兵部高房、安田兵庫通広及び長尾権四郎景光に宛てられたものであるから、同じく天和元年ということになる。

【史料3】の全訳は以下になる。なお、敬語表現は省略してある。

一筆申入れる。暑気の時期ではあるが、綱憲も益々健勝のことで、めでたく思う。江戸の桜田・白金の両屋敷も別に異なることなく、生善院、綱憲の御前及び鶴姫もいよいよ清祥で、吉良邸では、義央奥方も健やかにしているので安心してほしい。

以前から知つての通り、義央の家計が窮迫していて、苦しんでいる。徳屋共へも数年にわたり買掛金を支払っていないので、奉行所へ訴え出ると、前もって通告された。それを畠山義里が聞いて、心配に思ってくれている。当代の將軍はあらゆることにつき、詳しく詮議するので、町人共が大勢で奉行へ訴え出れば、義央のためにもよくない。

非常に切迫しているありさまなので、義里が、生善院に話し語り、須田義明にも相談した。私達二人もそれ以後に義明の許に行き、詳しく話して聞かせた。義央の意向により、書付を持って相談した。詳細は義明より連絡するはずなので、よろしく取り計らい願いたい。

【史料4】の全訳は以下になる。なお、敬語表現は省略してある。

一筆申入れる。まず綱憲は、無事に過ごしておること、大いに喜ばしく思う。次に各々方も達者で勤めていることも、ひときわのことである。自分も無事に過ごしているが、気分はさっぱりしない。疲労の極みも同然となり、厄介な目に遭わされていることを推察されたい。このため、大久保忠朝への用事もまだ申入れていない。機会を得て行くつもりである。さて吉良義央のことであるが、去る頃、呉服所より町奉行所へ、買掛金の訴状を提出された。奉行衆が言うには、義央の親類衆へ行き、相談するようにと応答したとのことだ。これは綱憲より援助すべきと考えている、と推量する。このまま買掛金の支払いをしないようならば、再び奉行所へ訴え出られるだろう。そのようになれば、上杉家が常々吉良家に対して、多額の援助をしていることなど世間は知らないから、あれこれ詮索されて、綱憲の外聞も立たないことにもなりかねないと思う。適切に処置するのが宜しかろう。神八幡に掛けて、義央の暮らし向きがうまくいくようにと思い、申入れているのではない。生善院へも須田義明にも、このことは申入れている。各々が対策を立てられるようにと、申入れるのである。いずれにせよ、義央の身上は長くは続かないであろうから、生善院と義明の苦勞も言葉に尽しがたい。おのおのはよく思案して、事に当たってほしく思う。綱憲が江戸に滞在しているならば、考えが及ぶこともあるけれども、それは各々への書状では筆にも及び難いことである。詳しくは義明から申入

れるであろう。私はこのような世話は二度としないと、先年も生善院には申入れているから、今さら取り持ちをするわけではないが、私から各々へ連絡するのがよいと義明が言うので、このようにするのである。なお、言うには及ばないが、十分相談してほしい。気分が優れないので、このような文になってしまった。

三 吉良家財政窮迫の原因

延宝期に吉良家の財政が逼迫していたことを示す直接の史料は、吉良家の知行所である三河国及び上野国には存在しない。しかし、間接的にこれを示す史料がある。吉良家の分家に旗本荒川家があるが、延宝期の当主は出羽守定昭で、御書院番頭を務めていた。⁽⁴⁹⁾この荒川家は三河国碧海郡東町村と川島村（現愛知県安城市桜井町）に所領を持っていた。その地方役人である加藤竹右衛門が、定昭の借用金調達のために、延宝四年から同八年にかけて、在郷の富裕商人である鳥山家や糟谷家に、多額の借金をしていることを示す借用証文が存在するのである。⁽⁵⁰⁾いったい近世における旗本家は、分家の貧困に対しては、これを援助するのが義務であった。⁽⁵¹⁾つまり、本来本家として、しなくてはならない経済的援助ができないほど、吉良家も窮乏していたことを示しているといえよう。

それでは吉良家の財政窮迫の原因は何なのであろうか。実はそのことを示唆する記述が【史料1】の中にある。「内々をハ随分弥費無之様ニ、甚左衛門殿向後取斗可申候、壹年ニ二度ほと宛、京都へ上野殿為上使被登候儀、何とそ御計御免被成候様ニ雅楽頭殿へ申而見可申候」の部分である。ここで正則は、吉良家が一年に二度も京都上使を務めるのが「随分弥費」になるのだから、これを免除して貰うように、大老の酒井忠清に申入れてみようと思案しているのである。⁽⁵²⁾つまり正則は吉良家の窮乏の原因を、京都上使などの、高家の職掌上の過重な費用負担にある、と見ていることになる。

といった高家とは、老中の支配に属し、勅使接待、饗応役の大名への指導など、朝廷・公家関係、朝鮮通信使の応接、京都・日光東照宮・伊勢の神宮への名代など、幕府の儀式典礼を主に掌っていた。⁽⁵³⁾このうち京都への上使は、年始の賀を述べる毎年の上使と、臨時の上使があった。臨時の上使とは、將軍家の事由として、將軍宣下の礼、將軍の右大臣・左大臣への昇進の礼、將軍世子の元服任官の礼などを、天皇家の事由として、天皇即位の祝い、立太子の祝い、女御入内の礼などを、それぞれ理由として派遣された。なお、これらの事由の場合は、侍従以上に昇進する家格の譜代大名とともに高家が勤めたが、宮親王の生誕や薨去、禁裏・仙洞御所の被災などの天皇家の慶弔などを事由とする御使は、年頭上使と同じく、高家一人で勤めた。

この上使を勤めるに当たっては、幕府から出張手当（時服・羽織を除く）として、京都上使は金十五枚、伊勢御名代は金十枚、日光御名代は金五枚が支給された（金一枚は公定相場では七兩二分）。⁽⁵⁴⁾ただし「吉良家日記」の内容を検討した平井誠二氏は、義央の時代の京都上使は、何れの年も金十枚と、それとは別に人足八人と馬七匹を使用する許可の朱印を交付されていたのみであったとする。⁽⁵⁵⁾しかし実際は、この手当では上使費用は支弁できなかったのである。

同じ高家である戸田氏と今川氏の知行所支配を研究した福井那佳子氏によると、戸田氏も今川氏も京都上使や伊勢御名代及び日光御名代を勤めるその都度、知行所に「御用金」等の名目で賦課して、資金調達をしたり、「人足役」などの名目で人員を徴発して、行列への参加を要求したりしたことを明らかにしている。⁽⁵⁶⁾これは江戸後期から末期にかけての史料からの考察であるが、おそらく事情は江戸初期でも変わらなかったのではないか。堀新氏は、幕末の今川氏の領地高は実質三千石で、吉良家の知行高四千二百石（四千石）に近いので、吉良家の場合も、領民に負担を転嫁せざるをえなかったであろうとする。⁽⁵⁷⁾したがうべき見解であろう。

管見の及ぶ限りでは、吉良家の知行所である三河国及び上野国の知行所には、かかる「御用金」や「人足役」が賦課されたとする直接の史料は見当たらない。しかし、間接的にそれが窺える史料はある。まず延宝二年に比定される五月十六日付の華藏寺住職宛の吉良義央書状によると、「去九日京都夥敷炎上申候、委細安兵衛方へ申遣候間、書付可有披見候、若上使ニ可罷登哉と無心元存候」と記されている。⁵⁸つまり、この年の五月九日に京都で大火があり、朝廷への火事見舞いの臨時の上使として命ぜられることを、義央は懸念して「心許ない」との心情を吐露しているのである。ここにいる「心許なし」とは「待ち遠しい」とか「覚束ない」という意味ではなく、「氣遣わしい、氣懸りである」との意味に捉えられる。京都上使を勤めることで、知行所に「御用金」や「人足役」などを賦課しなければならぬと、菩提寺の住職に対して、心配して書き付けたものと考えることができよう。⁵⁹次に、寛文六年（一六六六）に比定される、義央父の若狭守義冬の、十二月五日付家老団安兵衛宛書状がある。これは現在、原本が行方不明となっているが、西尾市岩瀬文庫蔵「昔物語後篇書拔」に、その全文が写されている。⁶⁰歳末を迎え、義冬が家政の細々としたことを家老に指示していることが窺える、興味深い書状であるが、その追手書に「尚々今度参候金子ニテハ切米万単ノ遣用成申候間百両借用候様相談仕調差越可被下候」と書きつけられている。つまり「今度来た金子は、俸給や様々の遣用となったので、百料借用するように相談し、調べて送ってもらいたい。」と依頼しているのである。この翌年の寛文七年（一六六七）には、義央が年頭上使として上洛しているので、その費用を支弁するための、当座の借用であると思われる。この借入の返済のために、知行所には、おって臨時の賦課金が課されたものと考えられる。

それでは、【史料1】以外の史料から、さらに吉良家財政窮迫の原因を究明できる材料はないのだろうか。【史料2】の末尾には買掛金の明細書が添付されているが、その内容を分析してみよう。買掛金の債権者は、「さがみ屋又兵衛」以外は、何れもその職種を冠しており、どのような勘定科目に係る買掛金であるかを、ほぼ分別できる。問題は「さ

がみ屋」の職種の判定であるが、天和元年の武鑑である「太平江戸鑑」の職別毎の商人名一覧にはその名は見えない。⁽⁶²⁾ また貞享四年（一六八七）刊行の藤田理兵衛撰「江戸鹿子」巻六の「諸職名匠諸商人」にも、元禄十年（一六九七）版「国花万葉記」の「工商問屋」、「諸国買物之間屋」⁽⁶⁴⁾にも「江府名匠諸職商人」にも載っていない。さらに財団法人三井文庫研究室が作成した「江戸商人名前一覧」を繰ってみても、該当する人物が見出せない。⁽⁶⁶⁾ 専ら旗本・御家人を相手とした中小零細事業者であるからだろうか。

しかし①関東から東北方面及び関西方面の広範囲にわたる大都市商人の名称を記した文政七年（一八二四）の「東武店万用集」⁽⁶⁷⁾で「さがみ屋」で繰ってみると、該当する職種が「呉服商」「足袋商」「せり呉服商」「質古着商」などとなり、「さがみ屋」という屋号が専ら繊維関係の商人に広くみられるものであること、②第二債権者である伊兵衛が呉服所（幕府及び諸大名の衣服御用達商人）の者であることなどから推して、又兵衛も絹物衣料を扱う呉服商と考えてよいと思う。そうすると、買掛金の内訳は表1及び図1のとおりとなる。

このように、滞納された買掛金のうち、服飾費が構成比で約四一パーセント、食糧費が約三一パーセントで、服飾費が突出していることが分かる。この理由であるが、まず、この当時の女性の衣装が非常に華美なものとなっていて、幕府による女性高級衣料消費の制限策が次々に出された時

表1 天和元年六月吉良家町方買掛金内訳一覧

債権者	金額（両）	内即時支払 請求額（両）	勘定科目
さがみ屋又兵衛	600	70	服飾費
呉服屋伊兵衛	500	150	服飾費
薪屋庄兵衛	500	130	燃料費
米屋七郎兵衛	400	50	食料費
八百屋五兵衛	120	30	食料費
万屋市兵衛	120	50	食料費
酒屋清之助	70	20	食料費
米屋次郎兵衛	120	20	食料費
豊屋権右衛門	60	30	修繕費
大工与十郎	100	20	修繕費
左官小左衛門	90	20	修繕費
合計	2,680	590	

※なお、書状の表記では買掛金総額は2,780両としてあるが、各金額の積算とは合わない。

期にも当たることが挙げられる。例えば天和三年（一六八三）一月には、金紗・縫・惣鹿子を女性の衣類に用いることを禁ずるとともに、工夫をこらした珍しい織物や染物を新たに作り出すことを禁じ、小袖の表地は一反に銀二〇〇匁（銀五〇匁が金一両）以上であつてはならぬと価格制限が加えられた。続いて貞享三年（一六八六）には女性の縫の衣類の値段は、銀二五〇匁以内と決めている。さらに元禄二年（一六八九）には、表地一反につき二五〇匁と制限額を引き上げ、万一それ以上の値段の品はたとえ注文があつても引き受けないように呉服屋に触れを出している^⑧。

しかし武家の場合、服飾費は女性の衣料ばかりではない。例えば「時服」という四季に合せた衣服は、「羽織」とともに贈答品としてやり取りされたし、主君が短期間着用した衣服は、近侍家臣の下賜用にされるなど、もともと武家の衣装代は支出の中で大きな比率を占めていた。

さらに高家の場合、注目される衣料がある。先述の福井那佳子氏の示した高家今川氏の史料の中に「兵服」という衣料が見られるのである。これは天保八年（一八三七）の將軍宣下を事由とした、臨時の京都上使の際に必要な衣料で、御用金とは別に代金二〇両を村方から直接納入業者である近江屋市右衛門に納めることを書状で知らせている^⑨。福井氏はこの「兵服」がどのような衣装であるのか言及していない。「兵服」は「呉服」の書き誤りの可能性もあるが、仮に表記が正しいとしても、国語辞典の諸本でも用語として「兵服」が挙げられておらず、やはりよく分からない。しかし京都上使は、禁裏御所に参内して將軍の名代として挨拶を行うに当たり、束帯の略装である「衣冠」を着用しなくてはならなかった。「兵服」とはこの「衣冠（儀礼によっては束帯）」のことを指すのではなからうか。

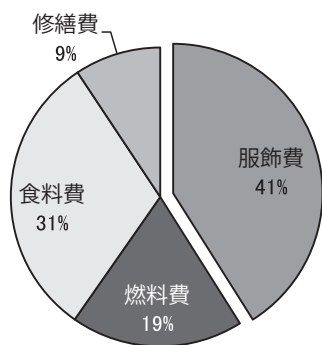


図1 天和元年六月吉良家町方買掛金内訳一覧円グラフ

衣冠のような装束は、その材質の多くが脆弱な絹織物で、消耗品であった。⁽⁷⁰⁾ また耐用年数が短い染織品のため、容易に破損したらしく、潤色（洗い張り・染め直しと仕立て直し）を繰り返すよりも、新調されることが多かったものと思われる。⁽⁷¹⁾

武家の装束故実と、装束の着装術である衣紋道を家職としたのは、公家の高倉家であった。このような装束の着用は、未経験者には不可能であるため、幕府主催の行事には、京都在住の高倉家当主に代わって、衣紋道を高倉家に学んだ高家が出仕して束帯・衣冠や直垂など將軍の着装をした。義央も寛文十二年（一六七二）三月十七日付で高倉永敦に入門して衣紋道を学んでいる。⁽⁷²⁾ このように高家衆は、その職務上装束への関わりが深く、儀式の都度着用する装束も異なるため、かなりの量の装束を必要としたと思われる。京都上使を勤めることが重なれば尚更である。つまり服飾費が、滞納した買掛金の大部分を占めるのは、単なる奢侈や冗費の増大ではなくて、職務上の必要経費であったと見てよい。

ただ、この史料の限界性及び特殊性についても考えておかねばならない。【史料1】にも【史料2】にも見えるように、武家に対する呉服商などの商法は、決済方法が六月と十二月の二節季払いという掛け売りであったということである。⁽⁷³⁾ そして武家にとって最大の支出とは、その家臣の俸禄の支給であることは言を俟たない。ただその支払方法が、俸禄という性質上、現米支給または現金支給に限られていたため、買掛金残高として現れないだけなのである。

先述の新見吉治氏による、高家長沢氏の家計支出表の検討によっても、借入金返済を除くと、「給金奉公人足金」たる人件費が支出総計の約一九パーセントと、支出の最たるものを占めている。⁽⁷⁴⁾ 先述のとおり、武家は幕府の定めた軍役令に従って、その家禄に応じた数の家臣を私費で養い、また下男・下女を一定数抱えて、家格相應の生活を保っておく義務があった。ところが先述の高家衆長沢家の場合、家禄は千四百石であったため、軍役上は二十八人の家臣を

抱える義務があったものの、実際の長沢家の家中の数は安永・天明期（一七七二―七八）で三十六人であり、その規定を越える家臣が居たことが知られている。

吉良家の場合家祿は四千石（四千二百石とも）であったため、軍役令では七十九人の家臣を抱える義務があった。⁽⁷⁵⁾そしてよく知られているとおり、義央は元禄十五年（一七〇二）十二月十五日に、赤穂藩旧臣の襲撃を受けて落命したが、その翌日に、幕府検使が取り調べした調書によると、当日の吉良家家臣の人数は、中間を含めて合計八十九人となっている。⁽⁷⁶⁾このうち吉良邸に居た米沢出身の侍はわずか三人であり、さらにこの人数には、麻布一本松にあった吉良家下屋敷に詰めていたはずの家臣の人数が含まれていない。⁽⁷⁸⁾このように、義央の時代も軍役令以上の人数を抱えており、その人件費の支払いが家計を圧迫したことが想像される。

吉良家が多数の家臣を抱えていた理由の一つとしては、京都上使などを勤めるに際し、ある人数の供連を引率することになっていたことが挙げられる。先述のとおり、京都上使に際し、幕府からは人足八人（替用を含めた二挺の乗物）と馬七匹（替馬を含めた士分の者が馬上で使用するもの）を使用する許可の朱印を交付されていたが、平井氏も指摘するように、これを越える供連の人数分は吉良家の出費となったはずである。

義央が勤めた京都上使や伊勢代参使の、供連の実数が窺える史料として、「池鯉鮒宿本陣御宿帳」⁽⁷⁹⁾、「四日市宿清水家本陣文書」⁽⁸⁰⁾などが存在するが、そのいずれもが三〇人前後の供連の人数であったことを記している。これは、あくまで士分に付き従う中間・小者といった武家奉公人を含めて、本陣に宿泊した総人数である。残されている宿割帳を調べると、元禄八年の下向の際には四十八人、同十二年には三十七人となっており、士分以上の者が、主人とともに本陣に宿泊し、それ以下の身分の者が旅籠に宿泊したものと見える。⁽⁸¹⁾

供連を引率するのは、將軍名代としての威厳を繕うためということもあるが、天皇の勅書などを預かる関係上、警

固を嚴重にする必要があったためと考えられる。実際に、寛文二年（一六六二）十月二十三日に、同じ高家の上杉長貞が、明正上皇の新院御所落成の御祝いの使者として上京し、上皇の宣旨を受け取って江戸に下向する途中で、その宣旨を紛失してしまったという事件があった。不幸なことに宣旨は見付からず、責任を感じた長貞は十二月三日に自殺してしまっている。かかる道中の用心のために、供連の実数を減らせなかったであろう。要するに、家中人員の整理が困難であったのである。

このように【史料1】及び【史料2】から窺える事実を、他の史料と引き比べて検討すると、吉良家の買掛金滞納の原因は、先行研究により、従来から説かれていた、義央の「諸事贅沢」⁽⁸³⁾とか、「派手な生活」⁽⁸⁴⁾によるものというよりは、京都上使等の、高家という職務上の費用の、過重な負担にあったものとみるのが至当であると考ええる。

四 その後の吉良家の財政状況

天和元年六月末での、吉良家の買掛金総残高二七八〇両（単純積算では二六八〇両）はどうなったのか。渡部恵吉氏は、「この買掛金は上杉家が立て替えた」とするが、⁽⁸⁵⁾「編年文書」にはそれを裏付ける史料は掲出されていない。伊佐早氏も、その綱文の末尾に「本書ノ事情ニ対シ米沢諸老評議ノ結果今之ヲ詳ニスル能ハス」と記しており、どうしたのかは不明だとしている。「米沢春秋」によると、天和三年（一六八三）十一月に米沢藩の江戸における買掛金は一万二千両にまでに累積した。これに対しては、勘定頭登坂九門高広の金策により何とか返済の目途を立てたが、どうしても千両が足らず、国元の米沢へ催促したものの、米沢の金蔵にも金銭がなかったため、急ぎよ高広が江戸に出たことが記されている。⁽⁸⁶⁾このような情勢では、とても吉良家の買掛金の、全額の立替処理は不可能だったのではないだろうか。おそらく先述の延宝六年の場合と同様に、上杉家でその一部を弁済し、一部は債権切捨の交渉をして、残余の

買掛金は期限を設けた上で、支払いの繰延べをしたのであろう。吉良家の側としては、家計困窮を世間に公表した上で、生活費の切り詰めに迫られたはずである。「上杉家御年譜」は天和二年十二月十六日条で、吉良義央が、家計逼迫を理由に、今後諸家への音信・贈答などを全て省略することを、畠山義里を使者に立てて老中の大久保忠朝に申入れていることを記しており、これがその具体的方策だろう。ここに「諸家」とあるが、高家の交際範囲は大名・旗本等の武家に留まらなかった。京都上使を勤めるのに当たり、天皇家や親王家及び公家衆などの堂上方とも広く交際をし、贈答行為をしていたのである。例えば高家は、天皇家に拝謁するに際して、「自分之献上物（太刀・馬代）⁽⁸⁷⁾」を献上していた。このことは、高家吉良氏の公務記録である「吉良家日記」からも窺える。これに対する天皇家からの返礼は、『幕末の宮廷』⁽⁸⁸⁾によると、献上物の一割のみの下賜であったとされる。つまり九割は、高家の赤字持ち出しとなったことに成る。続いて同書は、天皇家に拝謁を済ませた高家が高家屋敷に帰ると、摂関家や親王家及び大臣家に對し、「太刀・馬代銀一枚」を贈ったとする。これに對して摂関家等は、これに銀一枚と鯛（するめ）二連を付けて返礼したので、摂関家等側は「此方（こちら）が貧乏」となったと記す。先述の「吉良家日記」を見ると、なるほど参内の前後に、義央が関白、武家伝奏、京都所司代その他の公家衆へ「自分進物」を贈っていたことがわかる。⁽⁸⁹⁾しかしその返礼について記されているのは、京都所司代のみである。そして管見の限りでは、義央が活動していた当時の摂関家の日記等に、義央に對して「太刀・馬代銀二枚と鯛二連」を返礼したなどの記述を見ない。この他の公家衆の日記において、義央と私的に贈答の遣り取りをしたことが記されるものもあるが、その内容は専ら時候の美物等であり、「太刀・馬代銀二枚」ではない。⁽⁹¹⁾摂関家や親王家及び公家衆ではないが、西本願寺と義央との寛文十三年（一六七三）九月上洛の際の贈答行為を研究した大喜直彦氏によると、全体的には西本願寺からの贈答の方が多くとも報告されている。⁽⁹²⁾このように義央の時代の贈答行為が、総体として高家の損になったのか、あるいは堂上方の損になっ

たのかどうかは、史料の上からは検証できているとはいえない。そして、このような贈答行為は、その職務上、省略できなかったのではないだろうか。

このように、京都上使などの高家の職務を遂行していくには、その知行所からの恒常的な収益では賄えない、という構造的な問題があった。それを根本的に解決するには、家禄の加増しかない。なるほど、幕府は既に「役料」という、幕臣に支給する役職手当の制度を、寛文五年に成立させていた。高家の場合の役料は千五百石である。この役料は一旦天和二年四月に廃止となり、在職者のみ役料を本高に加えた。のち元禄五年五月には大部分の役職に対して役料の制を定めたが、その給付方法は、役職ごとに基準の家禄を定め、それ以下の者に対して定額の役料を給付するというものであった。⁽⁹³⁾しかし元禄五年時の高家の役料は、二千石以下は五百俵、というものであったから、家禄四千石の吉良家に役料の支給はなかった。

家禄の加増が望めない状態で、家政改革をするとなれば、先述のような、借財の整理、家中人員の整理及び生活費の切り詰め以外では、年貢増収による収入の拡大を模索するほかはない。⁽⁹⁴⁾義央の領地三河国では、黄金堤の築堤事業や、富好新田の開発事業が伝承されているが、その開発された時期と伝えられるのが、前者は貞享三年（一六八六）九月、後者は元禄元年（一六八八）と、いずれも天和元年の、家計困窮による買掛金の取立騒動の直後となっているのは、単なる偶然ではないだろう。⁽⁹⁷⁾つまり義央は、そのまま領民の負担に繋がる年貢率の引き上げではなく、知行所での新田開発事業等によって、収穫高を増加させ、それに伴う年貢米の自然増を期待したのである。

なお、渡部恵吉氏は、米沢藩の「元禄三年分限帳」の内容を検討し、その中に「一、五千石 御前様 一、千石 鍛冶橋様 一、六千石」と記されているのを、「鍛冶橋様とは鍛冶橋に住む吉良家のことであり、奉行職並の一〇〇〇石という高知行を米沢藩が与えている事は注目される。また御前様とは藩主の正室を指すが、この外に分限帳には奥

方の知行を記した例がなく、或は藩主綱憲の実母三姫（吉良奥方）を指すとも考えられる。そうであれば吉良家は合わせて六〇〇〇石の知行を受けていることになる。」とし、「財政困窮の吉良家に対し、米沢藩は恒常的な援助を行っている。」と解している。しかしこの推測は行き過ぎではなからうか。実は同じ「元禄三年分限帳」の中に、義央正室三姫が「鍛冶橋御奥様」として登場するのである。⁽⁹⁸⁾同じ文書で同じ人物を一方では「御前様」、他方では「鍛冶橋御奥様」として表記するのが不自然であることは否めない。やはりここは直截に、「御前様」とは綱憲の正室寧姫（更名栄姫）のことを指すとするのが、自然な解釈である。⁽⁹⁹⁾なるほど渡部氏の説くように、本来正室の家計費は、実家が支弁するのが通常であって、婚家が知行を与えているのは異例ではある。しかし元禄七年（一六九四）当時の世間の風聞では、寧姫の実家の紀伊徳川家は、天和二年の將軍綱吉娘鶴姫の、結婚費用の全てを支出したことなどが原因となり、九百万両の借金を抱えていたといわれる。⁽¹⁰⁰⁾このような実家の困窮に鑑み、一時的に婚家である上杉家が寧姫に知行を宛行っていたと考えられないだろうか。

そうすると「鍛冶橋様」とは鍛冶橋に住む吉良家、つまり義央というよりは、「鍛冶橋御奥様」の略称で、三姫を指すと解せよう。そして青木昭博氏によると、①三姫への千石の知行米宛行は、寛文四年（一六六四）から既に行われていたこと、②千石の知行米宛行は、三姫の姉で、加賀国大聖寺藩七万石の前田利明に嫁した、龜姫にも行われることが予定されていたこと、などが林泉文庫所蔵文書により明らかに becoming という。⁽¹⁰¹⁾龜姫は、寛文四年に死去しているから、元禄三年の分限帳には登場しない。そうであれば、この千石の知行米宛行は、他家に嫁した上杉家の女性にみられる、恒常的な助成金であって、天和元年の吉良家財政逼迫に対処した、上杉家の特別な援助ではないということになる。

もちろん上杉家の財政援助が、天和元年以後全く行われなかったというわけではない。渡部恵吉氏も指摘している

ように、元禄十二年（一六九九）に江戸呉服橋に吉良邸を新築した際には、米沢藩から普請奉行と大工五十人を派遣し、その経費八千両の大半は、米沢藩が負担したと伝えられる。⁽¹⁰⁾ただ天和元年以降、上杉家から恒常的な財政支援策が講じられた史料は、現在のところ見当たらない、ということである。

それでは吉良家財政の困窮を理由として挙げられた、京都上使等の派遣を、天和元年以降に、幕府が減らしたという事実は見られるのだろうか。

大寫聖子氏の研究によると、天和三年三月七日から高家の月番制が定められ、吉良義央、畠山義里、大沢基恒の三人が「公家方御用」の月番を勤めることとなったという。⁽¹¹⁾つまり今まで吉良・大沢両家が勤めてきた朝廷に関わる職務が、以後は義里を含めた三人に命じられたのである。しかし、大寫氏も「江戸幕府日記」から作表して明らかにしているように、貞享三年に義里が致仕してしまったため、それ以降の年頭の京都上使は、吉良・大沢の両家で、ほぼ交替制で勤めているのである。⁽¹²⁾この状態は、元禄十年に畠山基玄が高家肝煎に就任し、月番となって、翌十一年（一六九八）に年頭上使を勤めるようになるまで、変らなかつた。つまり、天和元年以降、吉良家の、高家の職務に係る負担軽減は、実際には実現しなかつたのである。⁽¹³⁾

【史料1】で正則が、【史料4】では義里が、それぞれ、義央の身上は長くは続かず、当年・来年の内には財政破綻するであろうと予想していた。財政破綻することとは、家政の「不行跡」を理由に、幕府から処分されるということである。よく知られているように、將軍綱吉政権は、一貫して「賞罰厳明」策を取っており、「行跡・素行不良」を理由とする処分者は、全体の被処分者のうちの第四位を占めていたから、決して非現実的なことではなかつた。⁽¹⁴⁾しかしこれもよく知られているとおり、吉良家が改易処分を受けたのは、元禄十六年（一七〇三）二月四日のことである。⁽¹⁵⁾そしてその理由は、前年の赤穂藩旧臣の吉良邸襲撃の際に、当主義周の取った行動が、武家として「仕方不屈き」

であったためであり、吉良家の財政破綻による「不行跡」などではなかったのである。なぜ吉良家がそれまで財政破綻しなかったのか、その理由は詳らかではない。先述の知行所での年貢増収策が成功したのであるうか、あるいは史料が欠落しているだけで、上杉家からの、時宜に応じた財政支援がその都度得られたためであろうか。

堀新氏は、義央が高家としての体面と職務を維持するには、知行高が低すぎたこと、そのため義央は、儀式典礼の指導に対する謝礼としての諸大名からの贈答に期待させざるを得なかったことを指摘し、その一例として、諸大名が、官位に叙任された後の叙任文書の請取手続に掛る指導を、義央から受けたことを挙げている^⑩。これは京都上使の職務にも密接に関わるもので、最後に検討しておきたい。

大名・旗本などが將軍により官位に叙任されると、叙任後に事後通達を受けた朝廷は、叙任文書である位記・口宣等を作成・発行する。大名等はその叙任文書を朝廷から受領するのだが、これは官位により受領方法が異なっていた。すなわち、従四位下以上は、大名等が直接使者を上京させて受領するが、従五位下の場合は年頭上使の高家が一括して受領するのである^⑪。この叙任文書の受領手続については、高家の指導と助言が絶対必要であり、その際には、当然ながら諸大名等から高家に対して、「祝儀」と称する礼銭・礼物が、贈答されたのである^⑫。京都上使を勤める高家衆にとって、これは重要な収入源となっていたと推定されよう。しかし、全ての大名が官位叙任されるようになったのは、万治三年（一六六〇）から寛文元年にかけてである^⑬。そして官位叙任文書の受領手続に係る高家の指導・助言とそれに伴う高家への贈答行為も、その当時から存在したものと思われる^⑭。そうであれば、天和元年以降になって、かかる贈答による収入により吉良家の財政が改善した、とはいえそうにない。堀氏は、元禄期が官位秩序再編成の時期に当たり、諸大名が高位高官を求めて猛烈な官位昇進運動を行うようになったとする^⑮。このことが、他の高家衆の追隨を許さないキャリアを持った、義央への礼銭・礼物の金額のインフレーションを招き、彼に収入の増大をもたら

したのであろうか。しかしそれを裏付ける史料も、管見の限りではないのである。

おわりに

本稿では、まず、上杉家「編年文書」所収の文書の内容を検討することで、江戸初期における高家吉良家の財政悪化の実態と、その事態收拾に当たる、外戚上杉氏を初めとした周囲の人々の動向を明らかにした。次に吉良家の財政悪化の原因については、文書の内容の精査と、その他関連史料を総合検討することで、ある程度明らかにできたと考えられる。その原因は、従来説かれていた吉良家の奢侈や冗費の支弁にあったというよりも、高家の職務上生じる必要経費が、その知行高では賄えないという構造的な問題に起因していたのである。しかしこれが高家の職務に係る特殊な事例ではなく、当時江戸幕府の政務を担当する、役職にあった者にも等しく当てはまることであるとまでは断言できない。そして財政破綻すると思われる吉良家はその後も存続した。吉良家改易は、天和元年から二十二年後の元禄十六年であったが、その原因は財政破綻でなかった。それでは吉良家は何故、破産せずにその後も家名を存続できたのか。それについては、史料が少なく、必ずしも明らかにはできなかった。今後新出史料を含めた、あらゆる分野の史料の研究を蓄積していくことで、その解明がされることを期待したい。

注

- (1) 新見吉治『日本歴史叢書 旗本』（吉川弘文館・一九六七年）二八五頁以下
- (2) 新見吉治「江戸時代陪臣団の形成と構造」『大倉山論集』第七輯（一九五八年）
- (3) 市立米沢図書館架蔵『上杉文書目録』（市立米沢図書館・一九六九年）文書番号一四八九
- (4) 『続米沢人国記』（米沢市史編集資料第二二号・米沢市史編さん委員会・一九八三年）「伊佐早謙」の項（今泉亨吉執筆）三五

頁

- (5) 市立米沢図書館架蔵『上杉文書目録』(市立米沢図書館・一九六九年) 文書番号四三
- (6) 他二通とは、同日付の「斉藤善左衛門・永松九郎兵衛書状」と同月二十二日付の「畠山下総守書状」である。
- (7) 人物往来社・一九六四年、榎本宗次執筆分「米沢藩」四一八頁
- (8) 吉川弘文館・一九六三年、横山昭男執筆分「第六章 第四節 漆・蠟の貢制及び専売制の成立」七三〇頁
- (9) 山形県・一九八五年、横山昭男執筆分「第六章 藩政の展開」六七六頁
- (10) 米沢市・一九九一年、渡部恵吉執筆分「第二章 第一節 寛文の削封と元禄期の政治」四〇九頁
- (11) 米沢市上杉博物館・二〇一三年、図版三三頁、翻刻一〇二頁以下
- (12) 前掲注8「第七章 第六節 財政窮乏の進行」七九二頁
- (13) 「編年文書」四一(整理番号一九・一) 後掲注29参照。
- (14) 『上杉家御年譜 網憲六』(米沢温故会・一九七八年) 一六〇頁
- (15) 前掲注14一六四頁
- (16) 前掲注14一七六頁、なおこの書状の年代比定については米沢市教育委員会文化課主幹青木昭博氏のご教示を得た。
- (17) 宗次は延宝三年五月二十日に江戸御留守居役に就任している。前掲注14一一九頁
- (18) 『寛政重修諸家譜 第五』(続群書類従完成会・一九六四年) 四〇二頁では、川口御番役の就任は記されていないが、延宝五年の「正極江戸鑑」四四表裏に「川口御番衆 高木甚左衛門殿」と記されている。『江戸幕府役職武鑑編年集成 第二卷』(東林書院・一九九六年) 参照。
- (19) 前掲注18『寛政重修諸家譜 第五』によると、正則の母は酒井備後守忠利の女とある。吉良義央の母も忠利の孫娘なので、正則と義央の母とは従兄弟に当たる。
- (20) 忠清は寛文六年(一六六六)三月二十九日に大老に就任した。福田千鶴著『人物叢書 酒井忠清』(吉川弘文館・二〇〇〇年) 九七頁、義央とは、年頭祝儀の勅使・院使への上使役として共に派遣されるなど(福田著一七〇、一八一、一九二頁)、職務

上の関係が深かった。またやや遠縁ではあるが、忠清の父忠行と義央の母とは又従兄弟に当たる。

- (21) 義里の祖父は能登畠山氏の義春で、上杉景勝の姉を室としていた。義春は、一旦は上条上杉家の家督を承継して上杉氏を名乗り、その孫政利は上杉家に身を寄せ、高家として召入れられるなど、越後上杉氏との関係が深かった。前掲注14一〇五頁、前掲注10一二五頁参照。

- (22) 『寛政重修諸家譜 第二』（統群書類従完成会・一九六四年）一六一頁によると、忠房の叔母は義央の曾祖父の義定に嫁しており、忠房と義央の祖父義弥とは従兄弟に当たる。延宝三年に綱憲の姉鶴子が薩摩藩島津家に嫁した時も、忠房が輿送り役を務めるなど、交遊が深かった。拙稿「ある大名家の離婚・島津綱貴と吉良義央女鶴子の場合」、『大倉山論集 第五七輯』（二〇一一年）参照。

- (23) 『寛政重修諸家譜 第二』（統群書類従完成会・一九六四年）一五一頁によると、重矩は、寛文九年（一六六九）十一月三日老中に復職している。なお板倉家が、深溝松平氏の家臣の家筋に当たることについては、拙稿「江戸幕府初代京都所司代板倉勝重の出自と登用」『新編西尾市史研究 第一号』（二〇一五年）参照。

- (24) 寛文八年（一六六八）十一月五日江戸家老職に就任する。『上杉家御年譜 二十三 上杉氏系図・外姻略譜・御家中諸士略系譜（一）』（米沢温故会・一九八六年）四〇七頁。

- (25) 綱憲の先代綱勝の正室は正之の娘媛姫であった。前掲注10三九二頁参照。なお前掲注22『寛政重修諸家譜 第一』二五七頁によると、正之は寛文十二年十二月十八日に死去している。

- (26) 前掲注24一一三頁によると、延宝二年（一六七四）九月十九日麻布中屋敷の作事奉行として降旗忠達が出府していることが知れる。そして「米沢春秋」によると、同三年十二月八日に麻布新御殿が完成し、藩主の移住の祝いの御能が興行されたとする（『山形県史 資料編4 新編鶴城叢書下』山形県・一九六一年・六三頁）。

- (27) 前掲注24二三四頁

- (28) 前掲注14八八頁によると、兼忠は寛文十年（一六七〇）十月八日に御城役を命じられている。

- (29) 「上杉家記」巻之四十九（上杉博物館蔵）、なお「上杉家記」に掲出されている当該文書には、更に文意が通じないところが

あり、脱漏部分があると考えられる。このため、翻刻は「編年文書」を基にした。

- (30) 大嶋陽一「幕藩関係と御用頼の御城坊主・江戸城御城坊主の大名家出入りをめぐって」『近世首都論・都市江戸の機能と性格』(岩田書院・二〇一三)

- (31) 前掲注22拙稿参照

- (32) 前掲注13、なお前掲注29「上杉家記」は同史料を「長尾景光日記」とする。

- (33) 「代徭備考」(市立米沢図書館蔵)「三姫御傳役」の項によると、この男子は三郎のことである。前掲注14一八〇頁、同月二十二日条によると上杉綱憲は、三郎の御七夜の祝いに鍛冶橋の吉良邸を訪問していることが知れる。

- (34) 『寛政重修諸家譜 第一〇』(続群書類従完成会・一九六五年)五三頁によると、正親は延宝八年八月晦日に町奉行に就任している。

- (35) 戸田桑次郎「吉良上野介の文書」(『上毛及上毛人』一〇三・一九二五年)によると、延宝四年四月二十七日付上野国緑野郡白石村年貢割付帳に「齊藤善左衛門秋忠」(元禄二年十一月 日付上野国碓井郡中野谷村年貢割付帳に「齊藤善左衛門秋忠」(国立国会図書館所蔵文書)、元禄五年十一月 日付三河国幡豆郡岡山村年貢割付帳に「齊藤善左衛門秋忠」(西尾市吉良町岡山華藏寺所蔵文書)とある。秋忠は忠親の別名であろうか。

- (36) 前掲注35「吉良上野介の文書」延宝四年四月二十七日付上野国緑野郡白石村年貢割付帳に「永松九郎兵衛能成」とある。能成は政盛の別名であろうか。

- (37) 『御当代記』(東洋文庫六四三・平凡社・一九九八年)に五代將軍綱吉の治世について「少過ありともしらぬものに御科にあふもの多ければ、誰が身の上にかやうの事あらんと人々やすき心もなくあやぶみおる」(三三三頁)「厳有院様(家綱)御代ニハ御奉公を仕、いかやうなる御役にてもいたし候て、先祖子孫への面目にせんとかせぎ候が、今の御代にハ御役を被仰付候と、一家一類まで薄水をふむ心地して、なに事なく御役御免あるやうにと仏神へもきせい(祈誓)をかくる也」(三四頁)と記すのと符合している。

- (38) 「おはいろいろ」とは、「御払米(おはらいまい)」と同じ意味で、年貢として集めた臘(蝋燭の原料或いは蝋燭)を江戸や京

都などで売り払い換金することを指すという（青木昭博氏の御教示による）。なお【史料2】は、前掲注8七三〇頁で、米沢藩の臘の京都・江戸への輸送販売形態の一例として挙げられている。

- (39) 米沢藩は、蔵米を江戸へ輸送するために、福島や丸森に米蔵を設け、阿武隈川に藩船を置いたとされている。前掲注10四八九頁

- (40) 元禄三年成立とされる「土芥寇讎記」（金井圓校注・新人物往来社・一九八五年）の上杉綱憲の項には「若年之時、家督相続セシ故ニ、実父吉良上野介義英（ママ）後見シ、家老ドモト相談ノ上ニテ、仕置等下知セシ故ニ、政道順路ナリシ。」と記す。また「諏訪家御用状留帳」元禄十六年四月二十五日条によると、諏訪家に配流された吉良義周に付き従った旧臣左右田孫兵衛が、義周と自身の書信の許可願いに際し、「上杉弾正様江御預り人御さ候節ハ、書通も罷成候様に承覚申候、」と述べている（『赤穂義士史料 下巻』雄山閣・一九三一年・二二〇頁）。これは天和元年二月に米沢藩に預け置かれた伊奈左門のことを指しているらしい。このことから義央とその家臣は、早くから上杉家の家政に深く関わっていたことが知れる。

- (41) 渡部恵吉「米沢藩の職制について」『米沢市史編集資料第一号』（米沢市・一九八〇年）九頁

- (42) 前掲注14二九八頁、なお義明は、『上杉家御年譜二十四 御家中諸士略系譜（2）』では、「義当（よしまさ）」と表記されている。これが「編年文書」及び「上杉家記」の誤写なのか、改名があったのかについては、よく分からない。

- (43) 前掲注14三〇一、三〇五、三二三頁、なおこの書状の年代比定については、青木昭博氏の御教示を得た。

- (44) 「上杉家記」巻之五十（上杉博物館蔵）によると、伊佐早氏も、当該【史料2】の文書を天和元年に比定し、「六月二十日はヨリ前吉良義央ノ負債多シ債主等將ニ之ヲ幕府ニ訴ントス畠山義里我ニ之ヲ償ハシメントシ之ヲ須田義当ニ議ル是ノ日義当義央ノ家宰永松政盛斎藤忠親ト書ヲ送り之ヲ米沢ノ諸老ニ謀ル」との綱文を立てている。

- (45) 前掲注10五一七頁

- (46) 紀伊中納言光貞（紀伊国和歌山五十五万五千石）女寧姫、延宝六年六月朔日入興。前掲注24五六頁、一一八頁

- (47) 吉良義央長女鶴姫、延宝三年二月二十九日島津薩摩守綱貴（薩摩国鹿兒島七十二万八千石）に入興、同八年十一月二十日離別し、白金邸に入る。詳細は前掲注22拙稿参照

(48) 上杉定勝四女三姫、万治元年（一六五八）十二月二十一日入興。前掲注24五五頁

(49) 荒川家は、吉良義弥の次男定安を始祖としており、定昭は義央の父義冬の従兄弟に当たる。『寛政重修諸家譜 第二』（続群書類従完成会・一九六四年）五三三頁

(50) 『吉良町史資料五 江戸時代の加藤家 三浦家古文書』（吉良町・一九九二年）一二五、一二六頁

(51) 野口朋隆「江戸大名の本家と分家」（吉川弘文館・二〇一一年）一一〇頁

(52) なお、延宝五年以前に義央が一年に二度も京都上使を命じられた例は見出せない。この点疑問の残るところであるが、吉良家という家単位で考えると、義央とその父義冬が一年の内にそれぞれ京都上使を命じられた年として、寛文二年（一六六二）の例があるし、一年のうちに京都上使と伊勢御名代を命じられた年として、延宝五年の例が見受けられる。水村民之「吉良家日記」『関連年表』『吉良町史別冊資料 吉良家日記』（西尾市・二〇一三年）、八七八頁以下

(53) 平井誠二「武家伝奏と高家」『近世の天皇・朝廷研究』五号（朝幕研究会・二〇一三年）

(54) 『日本財政経済史料 卷二』（大蔵省・一九二四年）一〇〇九頁。但し当該史料は、その年月日が不詳である。なお堀新「高家筆頭吉良義央は羨望と嫉妬の的だった」『AERA Mook 元禄時代がわかる。』（朝日新聞社・一九九八年）参照。

(55) 平井誠二「吉良家日記」『解題』前掲注52七五三頁

(56) 福井那佳子「高家の知行所支配・戸田氏・今川氏を事例に」大石学編『近世国家の権力構造・政治・支配・行政』（岩田書院・二〇〇三年）、「今川氏の知行所支配」大石学監修『高家今川氏の知行所支配―江戸周辺を事例として―』（名著出版・二〇〇二年）

(57) 前掲注54堀論文。なお、これは譜代大名が京都上使を命じられた例であるが、やはり知行所に御用金を賦課し、富裕商人や百姓に「冥加金」を賦課した事例として、井伊岳夫「京都上使をめぐる井伊家と領民」朝尾直弘編『彦根城博物館叢書5 譜代大名井伊家の儀礼』（彦根城博物館・二〇〇四年）がある。

(58) 西尾市吉良町華蔵寺所蔵文書、なお大溪紀雄『吉良に残る吉良さんの消息（手紙）』（吉良公史跡保存会・二〇〇四年）一三頁参照

- (59) 拙稿「一次史料から見た吉良義央の人物像」『吉良上野介義央と義周』資料集（義周公没後三〇〇年記念事業実行委員会・二〇〇六年）二四頁参照
- (60) 『西尾市岩瀬文庫叢書三 鶴城記・西尾城由来書』（西尾市教育委員会・二〇〇一年）所収「昔物語後篇書抜」、なお原本は西尾市吉良町岡山花岳寺旧蔵で、小林定信氏が、『昭和四一年吉良町古文書調査資料』（西尾市立図書館蔵）にて解読を試みている。書状の年代比定は小林氏の推定に従う。
- (61) 前掲注52八七八頁
- (62) 『江戸幕府役職武鑑編年集成 第三卷』（東林書院・一九九六年）七八裏
- (63) 『東京市史稿 産業編第七』（東京都・一九六〇年）一三八〇頁以下
- (64) 朝倉治彦監修『日本国花万葉記 一』（古板地誌叢書刊行会・一九六九年）六四頁、六八頁
- (65) 朝倉治彦監修『日本国花万葉記 三』（古板地誌叢書刊行会・一九七〇年）六三頁
- (66) 田中康雄編『江戸商人名前一覧、江戸時代後期を中心とした・』（『三井文庫論叢』六号（一九七二年）
- (67) 樋口知子「関東呉服商人名前・杉浦氏「東武店万用集」を中心に」『三井文庫論叢』三三号（一九九九年）
- (68) 大石慎三郎『元禄時代』岩波新書青版七五五・一九七〇年）一二五頁
- (69) 前掲注56『高家今川氏の知行所支配―江戸周辺を事例として―』一〇三頁
- (70) 並木昌史「徳川將軍家の装束資料・高倉家伝来遺品を中心に・」『尾陽』四号（二〇〇八年）
- (71) 並木昌史「近世大名の「装束」について（上）・徳川美術館収蔵品を中心に・」『金鯢叢書 第二四輯』（徳川黎明会・一九九八年）
- (72) 『衣紋道 高倉家史料集』（高倉文化研究所・一九八七年）
- (73) 『三井事業史 本編第一卷』（三井文庫・一九八〇年）二四頁、大石慎三郎『徳川吉宗とその時代』（中公文庫五八〇・一九八九年、初出『江戸転換期の群像』東京新聞出版局・一九八二年）二一〇頁
- (74) 前掲注1三三四頁「長沢家支出表 山口氏第3表の（I）」

- (75) 前掲注1 一二八頁、一三五頁
- (76) 『向山誠齋雜記』天保・弘化編 第二十三卷(ゆまに書房・二〇〇四年)「丁未雜記 廿三」六三三頁
- (77) 前掲注10 四一七頁
- (78) 浅川清栄「吉良義周の配流と引渡し場所」『茅野』三四号(一九九三年)
- (79) 『新編知立市史』5 池鯉鮒宿本陣御宿帳(知立市・二〇一一年)
- (80) 大石学「元禄赤穂事件に関する清水本陣文書」大石学監修 太田尚宏・佐藤宏之編『東海道四日市宿本陣の基礎的研究』(岩田書院・二〇一一年)
- (81) 「元禄八年亥二月八日吉良上野介様御下向御休御宿割帳」(静岡県立図書館葵文庫蔵)、「元禄十二年巳卯二月六日吉良上野介様御下向御着御宿割帳」『湖西市史資料編7』(湖西市・一九八七年) 六〇三頁
- (82) 鈴木鉦三編『松平大和守日記 上巻』寛文二年十二月四日条(村上古文書刊行会・一九八九年) 二一七頁
- (83) 前掲注7 四一七頁
- (84) 前掲注10 四〇九頁
- (85) 前掲注10 四〇九頁
- (86) 『山形県史 資料編4 新編鶴城叢書下』(山形県・一九六一年) 六九頁、なお「米沢通鑑肇要」同書一六三頁、「三重年表」『山形県史 資料編3 新編鶴城叢書上』(山形県・一九六〇年) 九一頁同旨。
- (87) 例えば、前掲注52『吉良町史別冊資料 吉良家日記』五一八、五二五、五四一、五四二頁
- (88) 下橋敬長「幕末の宮廷」(東洋文庫三五三・平凡社・一九七九年) 四一頁
- (89) 前掲注88 九五頁
- (90) 例えば、前掲注52『吉良町史別冊資料 吉良家日記』六〇六、六二〇、六三四、六四九、六七五頁
- (91) 例えば、「近衛家日記」『広島大学所蔵猪熊文書(二)』(福武書店・一九八三年) 所収寛文二年八月二十七日条、同年九月二日条、同月五日条、同月二十四日条、及び「山城国京都 飛鳥井政豊日記」(国文学研究資料館蔵) 元禄十四年正月三〇日条を

- 参照。なお『史料纂集 妙法院日次記』第一卷（統群書類従刊成会・一九八四年）元禄八年二月二日条、同十二年二月一日条、『史料纂集 妙法院日次記』第二卷（統群書類従刊成会・一九八四年）元禄十四年二月一日条によると、妙法院堯延法親王は義央の京都発足に当たり、「御太刀・馬代銀一枚・上下三具」を贈ったことが記されているが、「銀二枚」ではない。
- 大喜直彦「発見された吉良上野介義央書状とその意義」『文化史史料考證 嵐義人先生古稀記念論集』（『文化史史料考證』刊行委員会・二〇一四年）

- (93) 『国史大辞典 や・わ 第十四卷』（吉川弘文館・一九九三年）三四頁「やくりょう」の項

- (94) 『国史大系 徳川美紀第六編』（吉川弘文館・一九六五年）一四三頁、元禄五年五月二十八日条

- (95) 旗本の家政改革の研究については、川村優『旗本知行所の研究』（思文閣出版・一九八八年）、同『旗本知行所の支配構造・旗本石河氏の知行支配と家政改革』（吉川弘文館・一九九一年）のほか、高家衆の知行所支配に特化した研究として、前掲注56『高家今川氏の知行所支配―江戸周辺を事例として―』、大石学編『近世官僚制とアーカイブス 高家前田家の総合的研究』（東京堂出版・二〇〇八年）がある。

- (96) 平井誠二「吉良上野介と赤穂事件」高埜利彦編『日本の時代史15 元禄の社会と文化』（吉川弘文館・二〇〇三年）一四九頁
- (97) なお、富好新田については、最近、その開発の経緯を記した「寛政元酉年十壹月 富好新田一件之写」という文書が、西尾市吉良町饗庭の加藤家文書の中から発見され、伝承の正確性が裏付けられている。

- (98) 「元禄三年分限帳 御記録所」（市立米沢図書館蔵）には、「鍛冶橋御奥様付」として十一人、「鍛冶橋御奥様御台所」として四人、「鍛冶橋御奥様御膳部」として六人の名前が記されている。

- (99) 前掲注11図録三二頁同旨

- (100) 長谷川強校注『元禄世間咄風聞集』（岩波文庫黄二七〇・一・一九九四年）五九頁

- (101) 市立米沢図書館蔵林泉文庫四三三「渡部久右衛門書状留 乾」、なお青木昭博「新発見資料からみる吉良家と上杉家の縁々大名・高家の娘達の婚姻と母々」レジュメ（西尾市米沢市友好都市提携一周年記念講演会・二〇一四年）参照。

- (102) 前掲注10四〇九頁、注11図録三五頁

(103) 大罵聖子「高家衆と久我家」『史学研究集録』二一号（一九九六年）

(104) 前掲注52水村作成年表によると、義央が元禄六年には、年頭上使と四月の上使の二度にわたって、京都上使を勤めたことが分かる。

(105) 前掲注49二五〇頁

(106) このように考えると、家禄二千五百石の高家大沢氏の財政状況も、吉良家同様に危機的状況に陥ったはずであるが、そのことを語る史料は管見の及ぶ限りみえない。僅かに『公室年譜略』（上野市古文献刊行会・二〇〇二年）寛文四年七月条に、大沢基将が伊賀上野藩三十五万石藤堂高久に、金三百両を六年賦払いで借り入れたことが見えるのみである。ただ、この基将は高久の弟基恒を養子に迎え、大沢家の家督を継がせているので（『寛政重修諸家譜 第十二巻』一一四頁）、藤堂家から大沢家にも財政援助があったものかもしれない。

(107) 深井雅海「綱吉政権の「賞罰厳明」策について・幕臣団に対する処罰を中心に」、『金鯢叢書 第六輯』（徳川黎明会・一九七九年）なお、辻達也『江戸幕府政治史研究』（続群書類従完成会・一九九六年）二二六頁参照

(108) 「元禄十六年癸未二月四日 申渡之覚」『向山誠齋雜記 天保・弘化編 第二十三巻』（ゆまに書房・二〇〇四年）「丁未雜記 廿三」六四五頁

(109) 前掲注54堀論文参照。

(110) 松平秀治「大名家格制についての問題点・官位制を中心に」、『金鯢叢書 創刊号』（徳川黎明会・一九七四年）、深谷克己『近世の国家・社会と天皇』（校倉書房・一九九一年）四二頁、松澤克行「近世前期の武家官位叙任手続きと朝廷」橋本政宣編『近世武家官位の研究』（続群書類従完成会・一九九九年）二八〇頁

(111) 鶴田啓「近世大名の官位叙任過程・対馬藩主宗義倫、義誠の事例を中心に」、『日本歴史』五七七号（一九九六年）参照。

(112) 李啓煌「近世武家官位制の成立過程について」『史林』七四・六（一九九一年）

(113) 事例は少し異なるが、明暦二年（一六五六）正月に後西院が即位した時、薩摩藩は島津忠弘を使者として上京させて、朝廷に祝儀を贈っている。その際に忠弘は、指導を受けた幕府の上使である松平頼重と吉良義冬、及び京都所司代牧野親成に、

それぞれ「太刀・馬代」として銀一枚を贈っている。この時牧野は受領したが、松平・吉良は返納したと記されている。これはまだ指導・助言に対する贈答行為が定着していなかったためであろう（『鹿児島県史料 旧記雑録追録1』鹿児島県・一九七一年・二八二頁）。

（114）堀新「近世武家官位の成立と展開」山本博文編『新しい近世史①国家と秩序』（新人物往来社・一九九六年）二〇二頁

執筆者一覧（掲載順）

石山秀和 立正大学准教授

大岡紀理子 早稲田大学非常勤講師

大岡ヨト 早稲田大学非常勤講師

宇治橋祐之 NHK放送文化研究所主任研究員

林 宏美 研究員

高橋 周 出雲弥生の森博物館専門研究員

刑部芳則 日本大学准教授

小林輝久彦 客員研究員

堀口 修 大正大学非常勤講師

小田真裕 非常勤研究員

茂住實男 所長

大 倉 山 論 集

第 六 十 二 輯

編 輯
発 行

公益財団
法人 大倉精神文化研究所

平成二十八年（二〇一六）三月二十四日 発行

〒222 0037 神奈川県横浜市区大倉山二丁目一〇番一號

電話 〇四五（五四二）〇〇五〇

<http://www.okuraken.or.jp/>

E-mail: okuraseishinbunka@js6.so-net.ne.jp

株式会社サンニチ印刷

〒400 0058 山梨県甲府市宮原町六〇八一番地

電話 〇五五（二四二）一一一一

